

# 検 討 資 料

○	活動計算書	.....	P1～4
○	貸借対照表	.....	P5～6
○	計算書類の注記	.....	P7～9
○	財産目録	.....	P10～11
○	活動予算書	.....	P12～14
○	勘定科目例	.....	P15～18

## 凡例

1. 本資料の様式例は、「NPO法人会計基準策定プロジェクト最終報告（2010.7.20）」から抜粋した。  
なお、「活動予算書」については、様式例の記載がないため、「活動計算書」の様式例を基に空枠で掲載した。
2. 本資料中、「所轄庁の手引きにおけるチェックポイント」とは、内閣府、都道府県及び政令指定都市が作成した手引きにおいて、記載されている項目を抽出したものである。
3. 本資料中、「「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント」とは、愛知県が2007年に実施（特定非営利活動法人ボランティアネイバーズが受託）した「愛知県NPO法人財務分析・会計支援事業」の調査報告書において、記載されている項目を抽出したものである。
4. 本資料中、「「NPO法の運用方針」における認証基準（監督基準）」とは、2003年に内閣府が公表した方針のうち、会計に関する運用上の判断基準を抽出したものである。
5. 各計算書類の論点等のうち、明朝で表記しているものは再掲しているものを示す。

# 活動計算書

# 活動計算書

(特定非営利活動に係る事業のみを行っている場合)

● **活動計算書の位置付け・役割**  
 特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、  
 ・本書類の作成目的  
 ・本書類の役割  
 などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

(名称) ××××

活動計算書  
 ××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	700,000	1,000,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		500,000
3. 事業収益		
自主事業収益	3,200,000	
受託事業収益	4,100,000	7,300,000
4. その他収益		
受取利息	1,000	
為替差益	9,000	
雑収入	40,000	50,000
経常収益計		8,850,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,300,000	
臨時雇賃金	1,500,000	
法定福利費	350,000	
人件費計	5,150,000	
(2) その他経費		
売上原価	300,000	
業務委託費	1,000,000	
旅費交通費	150,000	
地代家賃	1,350,000	
減価償却費	150,000	
その他経費計	2,950,000	
事業費計		8,100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	600,000	
人件費計	600,000	
(2) その他経費		
消耗品費	60,000	
地代家賃	450,000	
減価償却費	50,000	
支払手数料	100,000	
雑費	50,000	
その他経費計	710,000	
管理費計		1,310,000
経常費用計		9,410,000
当期正味財産増減額		△ 560,000
前期繰越正味財産額		3,260,000
次期繰越正味財産額		2,700,000

受取会費は必要に応じて正会員受取会費、賛助会員受取会費など内訳表示をすることができます。受取会費については、Q&A12-1～12-3をご参照ください。

事業収益は、自主事業収益、受託事業収益に区分するほか、事業の種類ごとに区分して表示することもできます。

為替換算による差益を記載します。為替差損がある場合には相殺して表示します。為替換算の方法については、Q&A21-1をご参照ください。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分けまます。事業費と管理費の意味については、Q&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、Q&A14-2をご参照ください。

事業の種類別の表示は「財務諸表の注記」で行います。事業別に表示するかどうかについては、Q&A22-1をご参照ください。

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けたうえで、支出の形態別(給料手当、通信運搬費など)に内訳を記載します。

商品売上の処理については、物品販売の割合が小さい場合には、三分法を使用せず、活動計算書には「売上原価」のみを表示します。詳細はQ&A18-1をご参照ください。

固定資産を購入した場合には、活動計算書には計上せず、貸借対照表に計上します。固定資産のうち、時の経過などにより価値が減少するものは、減価償却費を計上します。減価償却費の計算方法は、Q&A20-1をご参照ください。

NPO法人の通常の活動以外によって生じる収益・費用がある場合には、「経常外収益」「経常外費用」を記載しますが、該当する項目がない場合には、省略することが可能です(経常外収益、経常外費用の記載方法は、記載例3をご参照ください)。

当期の正味財産の増減額を示します。

前期の活動計算書の「次期繰越正味財産額」を記入します。

貸借対照表の「正味財産の部合計」に

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 活動計算書

○ NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない用途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、NPO法人会計基準でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることによいか。

○ 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

○ 認定NPO法人の場合、複数年度にわたり用途の指定された寄附金の取扱いなど当該法人の会計処理と認定事務の双方に関連がある事項については、計算書類等の利用者等に誤解や混乱が生じないように留意する必要があるのではないか。

☆ その他

○ NPO法人会計基準では、民間作成の基準であることを踏まえ、適用時期や経過期間に関する言及は行われていない。これに関連し、同基準で原則とされている固定資産の減価償却については、過年度において減価償却を行ってこなかった法人が新しい手引きに基づいて会計処理を行うこととした場合、過年度分の減価償却の取り扱いをどのようにすることが適当か。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支計算書)

○ 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費  
 原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。

○ 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント(収支計算書)

○ 事業費と管理費を適切に区分しているか。

○ 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。

○ 収支計算書の末尾は貸借対照表と一致しているか。

● 「NPO法の運用方針」における認証基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● 「NPO法の運用方針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

活動計算書  
(特定非営利活動に係る事業とその他の事業を行っている場合)

(名称) ××××

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400,000		400,000
賛助会員受取会費	1,690,000		1,690,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	500,000		500,000
3. 事業収益			
A事業収益	5,000,000		5,000,000
B事業収益	8,000,000		8,000,000
C事業収益	3,600,000		3,600,000
D事業収益		1,000,000	1,000,000
4. その他収益			
受取利息	1,000		1,000
雑収入	49,000		49,000
経常収益計	19,240,000	1,000,000	20,240,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,300,000	150,000	5,450,000
臨時雇賃金	3,000,000		3,000,000
法定福利費	700,000		700,000
人件費計	9,000,000	150,000	9,150,000
(2) その他経費			
業務委託費	2,600,000	40,000	2,640,000
旅費交通費	300,000	50,000	350,000
地代家賃	3,000,000		3,000,000
減価償却費	400,000		400,000
雑費	200,000		200,000
その他経費計	6,500,000	90,000	6,590,000
事業費計	15,500,000	240,000	15,740,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		1,200,000
給料手当	1,200,000		1,200,000
人件費計	2,400,000	0	2,400,000
(2) その他経費			
業務委託費	1,500,000		1,500,000
地代家賃	600,000		600,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	2,200,000	0	2,200,000
管理費計	4,600,000	0	4,600,000
経常費用計	20,100,000	240,000	20,340,000
当期経常増減額	△ 860,000	760,000	△ 100,000
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 固定資産除却損	200,000		200,000
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計	200,000	0	200,000
経理区分振替額	760,000	△ 760,000	0
当期正味財産増減額	△ 300,000	0	△ 300,000
前期繰越正味財産額	1,800,000	0	1,800,000
次期繰越正味財産額	1,500,000	0	1,500,000

定款上、その他の事業を記載している場合には、区分して表示します。

特定非営利活動に係る事業とその他の事業を合算した全体の数字を明示します。

定款にその他の事業を掲げているが、実際にはその他の事業を行っていない場合には、その他の事業の欄を設ける必要はありません。

経常外収益、経常外費用には、NPO法人の通常の活動以外によって生じる収益・費用を記載します。企業会計の特別利益・特別損失に相当するものです。該当する項目がない場合には、省略することも可能です。詳細は、Q&A9-2をご参照ください。

その他の事業で得た利益を特定非営利活動に係る事業に振替える場合には、「当期正味財産増加額」の上で、「経理区分振替額」を計上します。

貸借対照表の「正味財産の部」の合計額と一致します。

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 活動計算書

○ NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない用途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、NPO法人会計基準でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることによいか。

○ 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。

○ その他の事業を実施している法人の活動計算書における特定非営利活動事業との区分表示については、計算書類等の別葉表示の全体的な見直しとの関係も踏まえ、市民への情報開示、法人や所轄庁の事務負担を考慮した区分表示の在り方を検討していくということによいか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

○ 認定NPO法人の場合、複数年度にわたり用途の指定された寄附金の取扱いなど当該法人の会計処理と認定事務の双方に関連がある事項については、計算書類等の利用者等に誤解や混乱が生じないよう留意する必要があるのではないか。

☆ その他

○ NPO法人会計基準では、民間作成の基準であることを踏まえ、適用時期や経過期間に関する言及は行われていない。これに関連し、同基準で原則とされている固定資産の減価償却については、過年度において減価償却を行ってこなかった法人が新しい手引きに基づいて会計処理を行うこととした場合、過年度分の減価償却の取り扱いをどのようにすることが適当か。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支計算書)

○ 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費  
原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。

○ 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

○ 定款上に「その他の事業」がある場合は、「特定非営利活動に係る事業」と区分して別葉で作成。

○ その他の事業において収益が生ずる場合は、各会計収支計算書において、「その他の事業会計」から「特定非営利活動に係る事業会計」への繰入れが明らかになるような科目を記載。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント(収支計算書)

○ 事業費と管理費を適切に区分しているか。

○ 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。

○ 収支計算書の末尾は貸借対照表と一致しているか。

● 「NPO法の運用方針」における認証基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

○ その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

○ その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● 「NPO法の運用方針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

○ その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

○ その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

# 活動計算書 (NPO法人に特有の取引等がある場合)

(名称) ××××

## 活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	5,000,000	
賛助会員受取会費	850,000	5,850,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	7,500,000	
資産受贈益	2,000,000	
施設等受入評価益	828,000	10,328,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	4,000,000	
受取国庫補助金	2,000,000	6,000,000
4. 事業収益		
A事業収益	2,000,000	
B事業収益	5,000,000	
C自治体受託事業収益	5,500,000	12,500,000
5. その他収益		
受取利息	101,000	
雑収入	49,000	150,000
経常収益計		34,828,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	14,500,000	
法定福利費	1,500,000	
人件費計	16,000,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	1,800,000	
旅費交通費	1,450,000	
通信運搬費	550,000	
地代家賃	1,000,000	
施設等評価費用	828,000	
減価償却費	500,000	
支払寄付金	5,100,000	
その他経費計	11,228,000	
事業費計		27,228,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	2,000,000	
法定福利費	100,000	
人件費計	2,100,000	
(2) その他経費		
通信運搬費	250,000	
消耗品費	250,000	
地代家賃	200,000	
減価償却費	100,000	
雑費	100,000	
その他経費計	900,000	
管理費計		3,000,000
経常費用計		30,228,000
当期正味財産増減額		4,600,000
前期繰越正味財産額		10,400,000
次期繰越正味財産額		15,000,000

使途が制約された寄付金を受け入れた場合には、原則として経常収益の部に「受取寄付金」と計上し、その受入額、使用額、期末残額等を注記します。ただし、重要性が高い場合には、活動計算書を指定正味財産の部と一般正味財産の部に分けて表示します。具体的な会計処理については、Q&A27-2をご参照ください。

棚卸資産や固定資産の現物寄付を受けた場合には、公正な評価額で計上します。公正な評価額については、Q&A24-1をご参照ください。

補助金や助成金も対象事業及び実施期間が定められているものは、使途が制約された寄付金等として、その受入額、使用額、期末残額等を注記します。詳細は、Q&A28-1、29-1をご参照ください。

無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合や、ボランティアを受け入れている場合で、外部資料等によって客観的に把握できる場合には、収益の部に「施設等受入評価益」「ボランティア受入評価益」として計上するとともに、費用の部に「施設等評価費用」「ボランティア評価費用」と計上することができます。この記載例は、「施設等受入評価益」だけを活動計算書に計上し、ボランティア受入評価益は活動計算書には計上せず、財務諸表に注記する方法を例示しています。詳細はQ&A25-1、26-1～5をご参照ください。

貸借対照表の正味財産の部の合計と一致します。

## ● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

### ☆ 活動計算書

○ NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない使途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、NPO法人会計基準でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることでよいか。

○ 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。

○ NPO法人会計基準では、無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受け入れをした場合において、「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」に注記をした上で、活動計算書への計上も可能とされている。他方、会計の信頼性確保の観点から、不適切な計上は排除する必要がある。実務慣行の成熟を待つ部分が多いとはいえ、その積み重ねが適切に行われるようNPO法人会計基準を踏まえ、より具体的な目安を示すことができるか。

### ☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

○ 認定NPO法人の場合、複数年度にわたり使途の指定された寄附金の取扱いなど当該法人の会計処理と認定事務の双方に関連がある事項については、計算書類等の利用者等に誤解や混乱が生じないよう留意する必要があるのではないか。

### ☆ その他

○ NPO法人会計基準では、民間作成の基準であることを踏まえ、適用時期や経過期間に関する言及は行われていない。これに関連し、同基準で原則とされている固定資産の減価償却については、過年度において減価償却を行ってこなかった法人が新しい手引きに基づいて会計処理を行うこととした場合、過年度分の減価償却の取り扱いをどのようにすることが適当か。

## ● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支計算書)

○ 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費  
原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。

○ 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

## ● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント(収支計算書)

○ 事業費と管理費を適切に区分しているか。

○ 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。

○ 収支計算書の末尾は貸借対照表と一致しているか。

## ● 「NPO法の運用方針」における認証基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

## ● 「NPO法の運用指針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

# 貸借対照表

# 貸借対照表

● **貸借対照表の位置付け・役割**  
 特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、  
 ・ 本書類の作成目的  
 ・ 本書類の役割  
 などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

貸借対照表  
 ××年××月××日現在

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金	2,300,000	
〇〇援助事業用預金	3,000,000	
流動資産合計		5,300,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	1,500,000	
有形固定資産計	1,500,000	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	200,000	
無形固定資産計	200,000	
(3) 投資その他の資産		
〇〇基金事業用預金	10,000,000	
投資その他の資産計	10,000,000	
固定資産合計		11,700,000
資産合計		17,000,000
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	130,000	
前受助成金	1,000,000	
預り金	100,000	
流動負債合計		1,230,000
2. 固定負債		
役員借入金	770,000	
固定負債合計		770,000
負債合計		2,000,000
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産	10,400,000	
当期正味財産増減額	4,600,000	
正味財産合計		15,000,000
負債及び正味財産合計		17,000,000

使用が制約された寄付金等により取得した資産や、法人自らが特定の目的のために所有することとした預貯金や有価証券等は、その用途がわかる名称で、流動資産の部、固定資産の部にそれぞれ表示します。詳細はQ&A27-3をご参照ください。

現物寄付を受けた固定資産は、公正な評価額で貸借対照表に計上し、減価償却を行います。

対象事業や実施期間が定められていて、未使用額の返還義務が規定されている補助金や助成金については、事業年度末における未使用額を負債の部に計上します。Q&A28-1をご参照ください。

活動計算書の「次期繰越正味財産」と一致します。

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 計算書類等全般について

○ 現在、その他の事業を実施している法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、本来事業のものとは別個にその他の事業に係るものを作成することが求められているが、NPO法改正の国会審議における貸借対照表の別業表示の見直しに係る質疑を踏まえ、計算書類等の別業表示の在り方を全体的に見直すということによいか。

☆ 貸借対照表

○ NPO法人では寄附金の取り扱いが重要であり、寄附者の意思が明らかな多額な寄附など一定の場合には、注記ではなく、正味財産の内訳表示をしてもよいのではないかと。あるいは、特に寄附の重要性が高い認定NPO法人についてのみ求めることなども考えられないか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

☆ その他

○ NPO法人会計基準では、民間作成の基準であることを踏まえ、適用時期や経過期間に関する言及は行われていない。これに関連し、同基準で原則とされている固定資産の減価償却については、過年度において減価償却を行ってこなかった法人が新しい手引きに基づいて会計処理を行うこととした場合、過年度分の減価償却の取り扱いをどのようにすることが適当か。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント

- 定款上に「その他の事業」がある場合は、「特定非営利活動に係る事業」と区分して別業で作成。
- 残高がない場合でも「0」として作成。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント

- 「資産の部」と「負債の部」は適切に区分されているか。
- 「資本金」「未処分利益」「配当」等の用語を使用していないか。
- 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。
- 「正味財産合計」は収支計算書の末尾と一致しているか。
- 「資産合計」は「負債及び正味財産合計」と一致しているか。

# 計算書類の注記



## 計算書類の注記

### ● 計算書類の注記の位置付け・役割

- 特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、
- ・ 本書類の作成目的
  - ・ 本書類の役割
- などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

財務諸表の注記

#### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日NPO法人会計基準協議会)によっています。

同基準では、特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

##### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

##### (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

##### (3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

##### (4) 消費税等の会計処理

消費税は税込経理によっています。

施設の提供等の物的サービスの受入れやボランティアの受入れを活動計算書に計上したり、財務諸表に注記したりする場合には、その旨を「重要な会計方針」に記載します。

#### 2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

事業の種類ごとに内訳を明示するかどうかは法人の任意です。ここでは事業別及び管理部門別に損益の状況を明示していますが、事業費のみを表示することも可能です。

(単位:円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	事業部門	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>						
1. 受取会費					5,850,000	5,850,000
2. 受取寄付金	828,000	6,000,000		6,828,000	3,500,000	10,328,000
3. 受取助成金等	4,000,000	2,000,000		6,000,000		6,000,000
4. 事業収益	2,000,000	5,000,000	5,500,000	12,500,000		12,500,000
5. その他収益					150,000	150,000
経常収益計	6,828,000	13,000,000	5,500,000	25,328,000	9,500,000	34,828,000
<b>II 経常費用</b>						
(1) 人件費						
給料手当	3,500,000	6,000,000	5,000,000	14,500,000	2,000,000	16,500,000
法定福利費	300,000	650,000	550,000	1,500,000	100,000	1,600,000
人件費計	3,800,000	6,650,000	5,550,000	16,000,000	2,100,000	18,100,000
(2) その他経費						
印刷製本費	1,800,000			1,800,000		1,800,000
旅費交通費	850,000	350,000	250,000	1,450,000		1,450,000
通信運搬費	150,000	200,000	200,000	550,000	250,000	800,000
地代家賃	200,000	300,000	500,000	1,000,000	200,000	1,200,000
施設等評価費用	828,000			828,000		828,000
減価償却費	500,000			500,000	100,000	600,000
支払寄付金		5,100,000		5,100,000		5,100,000
消耗品費					250,000	250,000
雑費					100,000	100,000
その他経費計	4,328,000	5,950,000	950,000	11,228,000	900,000	12,128,000
経常費用計	8,128,000	12,600,000	6,500,000	27,228,000	3,000,000	30,228,000
当期経常増減額	△ 1,300,000	400,000	△ 1,000,000	△ 1,900,000	6,500,000	4,600,000

### ● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

#### ☆ 計算書類等全般について

- 現在、その他の事業を実施している法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、本来事業のものとは別個にその他の事業に係るものを作成することが求められているが、NPO法改正の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑を踏まえ、計算書類等の別葉表示の在り方を全体的に見直すということによいか。

#### ☆ 計算書類の注記

- NPO法人会計基準でも示しているとおり、計算書類の注記は外部の計算書類の利用者にとっても有益な情報であることから、注記の充実が必要ではないか。また、多額の補助金を受け入れている場合など、一定の要件に該当する場合に注記することが望ましいものの考え方を整理し、その注記事項を示してはどうか。

- さらに、NPO法人会計基準で示されている注記例を補足するようなものがあるか。

#### ☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

- 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

- 認定NPO法人の場合、複数年度にわたり用途の指定された寄附金の取扱いなど当該法人の会計処理と認定事務の双方に関連がある事項については、計算書類等の利用者等に誤解や混乱が生じないよう留意する必要があるのではないか。

#### ☆ その他

- NPO法人によっては、新たに作成される手引きの方法に直ちに移行するわけではないことから、当分の間は活動計算書に代えて収支計算書の提出が認められることなど改正NPO法の会計に関する規定との関係で、何らかの対応をできるようにしておいた方がよいか。少なくとも、採用している会計処理の方法は明示(注記)させた方がよいのではないか。

3. 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳

(単位:円)

内容	役務提供益	算定方法
〇〇体育館の無償利用	828,000	〇〇体育館使用料金表によっています。

施設提供等の評価やボランティアの受入評価を活動計算書に計上する場合には、外部資料等によって客観的に把握できることが必要です。詳細は、Q25-1、26-3～26-5をご参照ください。

4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
弁護士 10時間	100,000	日本弁護士連合会から出されている「市民のための弁護士報酬の目安」から、1時間の法律相談の料金を1万円として計算しています。
A事業相談員 3名×10日間	72,000	単価は〇〇地区の最低賃金によっています

施設提供等の評価やボランティアの受入評価を財務諸表に注記する場合には、その金額を合理的に算定できなければいけません。詳細は、Q&A26-1～26-5をご参照ください。

5. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は15,000,000円ですが、そのうち13,000,000円は〇〇援助事業と〇〇基金事業に使用される財産です。したがって、使途が制約されていない正味財産は2,000,000円です。

使途等に制約のある寄付金、補助金、助成金等を受け入れた場合には、その指定された事業ごとに前期からの繰越額、当年度の受入額、当年度の実施額、次期に繰り越す金額(=使途が拘束されている正味財産額)を注記します。

(単位:円)

内容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備考
〇〇援助事業	0	5,000,000	2,000,000	3,000,000	翌期に使用予定の支援用資金
〇〇基金事業	10,000,000	0	0	10,000,000	A事業のための基金
〇〇助成団体助成金	0	4,000,000	4,000,000	0	助成金の総額は5,000,000円。当期受入額との差額1,000,000円は前受助成金として貸借対照表に計上しています。
〇〇自治体補助金	0	2,000,000	2,000,000	0	B事業の補助金
合計	10,000,000	11,000,000	8,000,000	13,000,000	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を未収経理、前受経理をした場合には、「当期受入額」には、実際の入金額ではなく、活動計算書に計上した金額を記載します。実際の入金額は「備考」欄に記載することが望ましいです。

6. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具		2,000,000		2,000,000	△ 500,000	1,500,000
無形固定資産						
ソフトウェア	300,000			300,000	△ 100,000	200,000
投資その他の資産						
C基金事業用預金	10,000,000			10,000,000		10,000,000
合計	10,300,000	2,000,000	0	12,300,000	△ 600,000	11,700,000

7. 借入金の増減内訳

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
役員借入金	0	1,000,000	230,000	770,000

8. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄付金	10,328,000	2,000,000
活動計算書計	10,328,000	2,000,000

# 財産目録

# 財産目録

## ● 財産目録の位置付け・役割

特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、  
 ・ 本書類の作成目的  
 ・ 本書類の役割  
 などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

(名称) ××××

### 財産目録

××年××月××日現在

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
手許現金	50,000	
〇〇銀行	1,000,000	
ゆうちょ銀行	950,000	
未収金		
××市	370,000	
利用者〇名	130,000	
棚卸資産		
販売用書籍	200,000	
流動資産合計		2,700,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
障害者送迎用自動車 3台	1,950,000	
什器備品		
歴史的資料 ←	評価せず	
有形固定資産計	1,950,000	
固定資産合計		1,950,000
資産合計		4,650,000
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金		
△月分給与	1,650,000	
△月分社会保険料	150,000	
預り金		
源泉所得税	50,000	
社会保険料	100,000	
流動負債合計		1,950,000
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		1,950,000
正味財産		2,700,000

財産目録には、金銭評価ができない資産も「評価せず」として財産目録に記載することができます。

## ● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

### ☆ 計算書類等全般について

○ 財産目録における表示の例に見られるとおり、各計算書類における表示の状況は法人ごとに様々であることから、ディスクロージャーの充実と法人の広い意味でのコスト負担とのバランスも考慮しながら、計算書類の標準的な表示例を示していくこととしてはどうか。

○ 現在、その他の事業を実施している法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、本来事業のものとは別個にその他の事業に係るものを作成することが求められているが、NPO法改正の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑を踏まえ、計算書類等の別葉表示の在り方を全体的に見直すということではどうか。

### ☆ 財産目録

○ 「計算書類等全般について」で言及した考え方に即して、標準的な表示例を整理することによりどうか。

### ☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

## ● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント

- 定款上に「その他の事業」がある場合は、「特定非営利活動に係る事業」と区分して別葉で作成。
- 残高がない場合でも「0」として作成。

## ● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント

- 資産と負債の内訳明細がわかりやすく記載されているか。
- 財産目録の金額は貸借対照表と整合しているか。
- 「資産」=「負債」+「正味財産」になっているか。

# 活動予算書

**活動予算書【新設】**  
**(特定非営利活動に係る事業のみ行っている場合)**

● **活動予算書の位置付け・役割**  
 特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、

- ・ 本書類の作成目的
- ・ 本書類の役割

などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

(名称) ××××

**活動予算書**

××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.		
2.		
3.		
4.		
経常収益計		
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)		
(2)		
事業費計		
2. 管理費		
(1)		
(2)		
管理費計		
経常費用計		
当期正味財産増減額		
前期繰越正味財産額		
次期繰越正味財産額		

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ **活動予算書**

○ NPO法人会計基準には様式例等の記載がないが、法人の内部管理用の資料として作成されるものではあるものの、活動予算書と活動計算書の様式が異なると混乱を生じかねないことから、標準的な例を検討して提示した方がよいのではないかと。

○ NPO法人会計基準において活動計算書への計上が可能とされている無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受け入れをした場合について、同基準には言及のない活動予算書上の取り扱いについてはどのようにすべきかと。

☆ **認定NPO法人の会計処理の取扱い**

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないかと。

● **所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支予算書)**

- 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費  
 原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。
- 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

● **「NPO法の運用方針」における認証基準**

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。
- 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● **「NPO法の運用方針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準**

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。
- 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

**活動予算書【新設】**  
**(特定非営利活動に係る事業とその他の事業を行っている場合)**

(名称) ××××

活動予算書

××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.			
2.			
3.			
4.			
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)			
(2)			
事業費計			
2. 管理費			
(1)			
(2)			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1.			
2.			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1.			
2.			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 活動予算書

- NPO法人会計基準には様式例等の記載がないが、法人の内部管理用の資料として作成されるものではあるものの、活動予算書と活動計算書の様式が異なると混乱を生じかねないことから、標準的な例を検討して提示した方がよいのではないか。
- NPO法人会計基準において活動計算書への計上が可能とされている無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受け入れをした場合について、同基準には言及のない活動予算書上の取り扱いについてはどのようにすべきか。
- その他の事業を実施する(している)法人の活動予算書における特定非営利活動事業との区分表示については、計算書類等の別葉表示の全体的な見直しとの関係も踏まえ、市民への情報開示、法人や所轄庁の事務負担を考慮した区分表示の在り方を検討していくということか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

- 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支予算書)

- 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費  
原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。
- 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。
- 定款上に「その他の事業」がある場合は、「特定非営利活動に係る事業」と区分して別葉で作成。
- その他の事業において収益が生ずる事業を行う場合は、各会計収支予算書において、「その他の事業会計」から「特定非営利活動に係る事業会計」への繰入れが明らかになるような科目を記載。

● 「NPO法の運用方針」における認証基準

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。
- その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。
- その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。
- 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● 「NPO法の運用方針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。
- その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。
- その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていない場合。
- 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

# 勘定科目例



勘定科目例  
(活動計算書)

活動計算書の科目

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを示したものです。したがって該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめてもかまいません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	
賛助会員受取会費	
2. 受取寄付金	
受取寄付金	
資産受贈益	
施設等受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の公正価値による評価額。無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合で、当該サービスを合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握できる場合に、その他経費と同額計上する方法を選択した場合。
ボランティア受入評価益	ボランティアから役務の提供を受けた場合で、当該役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握できる場合として、人件費と同額計上する方法を選択した場合。
3. 受取助成金等	
受取助成金	
受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益	事業の種類ごとに区分して表示することができる。
5. その他収益	
受取利息	
為替差益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。
雑収入	
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	活動の原価の算定に必要なボランティアの受入額。
法定福利費	
退職給付見込額のうち当期に発生した費用。	
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売した時の原価。
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料など。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代など。
地代家賃	事務所や駐車場代など。
賃借料	事務機器のリース料など。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は別に表示することが望ましい。
研修費	
支払手数料	
為替差損	為替換算による差損。なお為替差益がある場合は相殺して表示する。
雑費	

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 勘定科目

- 現在の内閣府の手引きには勘定科目の掲載がないが、関係者の利便を考慮し、NPO法人会計基準において示されている勘定科目に基づいて掲載することとしてはどうか。その際、分かりやすい例示なども加えてはどうか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

- 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

勘定科目	科目の説明
2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 雑費	<p>退職給付見込額のうち当期に発生した費用。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。</p> <p>車に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料など。</p> <p>電気代、ガス代、水道代など。 事務所や駐車場代など。 事務機器のリース料など。不動産の使用料をここに入れることも可能。</p>
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	<p>過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。</p>
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	<p>過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。</p>
V 経理区分振替額 経理区分振替額	<p>その他事業がある場合の事業間振替額。</p>

勘定科目例  
(貸借対照表)

貸借対照表の科目

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを示したものです。したがって該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめてもかまいません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
<b>I 資産の部</b>	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金など、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	
敷金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
<b>II 負債の部</b>	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
<b>III 正味財産の部</b>	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 勘定科目

- 現在の内閣府の手引きには勘定科目の掲載がないが、関係者の利便を考慮し、NPO法人会計基準において示されている勘定科目に基づいて掲載することとしてはどうか。その際、分かりやすい例示なども加えてはどうか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

- 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。